

# 那珂川市と事業者との 包括連携協定締結に 関するガイドライン

那珂川市 総務部行政経営課

令和8年4月

## 1. 本ガイドラインについて

本市では、令和3年3月に策定した「那珂川市総合計画」の基本構想の一つに「支え合い、安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、市民・団体・企業などの多様な主体が地域コミュニティの担い手として連携し、市民と行政がともに役割と責任を持ち「協働のまちづくり」を目指しています。

また、近年、CSR（企業の社会的責任）の一環として、自治体との連携を望む事業者等が増えてきています。

このような中、本ガイドラインでは、本市が今後とも多様な主体との連携・協働を促進することで地域課題の解決を図り、持続可能なまちづくりを進めるため、包括連携協定の考え方や協定の締結基準、運用方法などを整理するものです。

### <本ガイドラインにおける用語の定義>

#### ・事業者

事業活動及び公共活動を行う企業、法人その他団体であって、国及び地方公共団体以外の団体

#### ・連携事業

本市と事業者の双方が連携・協力のもと取り組む事業

## 2. 包括連携協定について

包括連携協定とは、特定分野での連携事業を実施するために締結する協定とは異なり、市の抱える多様な課題の解決や地域活性化、市民サービスの向上等に向け相互協力していく意思表示を行い、多岐に渡る分野において継続的に連携事業を推進していくための協定です。

包括連携協定は、目指す将来像の実現や持続可能なまちづくり、社会課題解決や共通価値の創造に向けて締結するべきものであり、特定の事業者の利益実現を目的とするものではありません。

### <包括連携協定と個別協定について>

種別	概要	所管課	要件
包括連携協定	多岐に渡る分野において包括的に相互協力した取組を行うための協定	行政経営課	本ガイドラインに記載
個別協定 (特定分野)	個別具体的な目的達成のために締結する協定	各担当課	担当課にて判断

### 3. 包括連携協定締結の要件

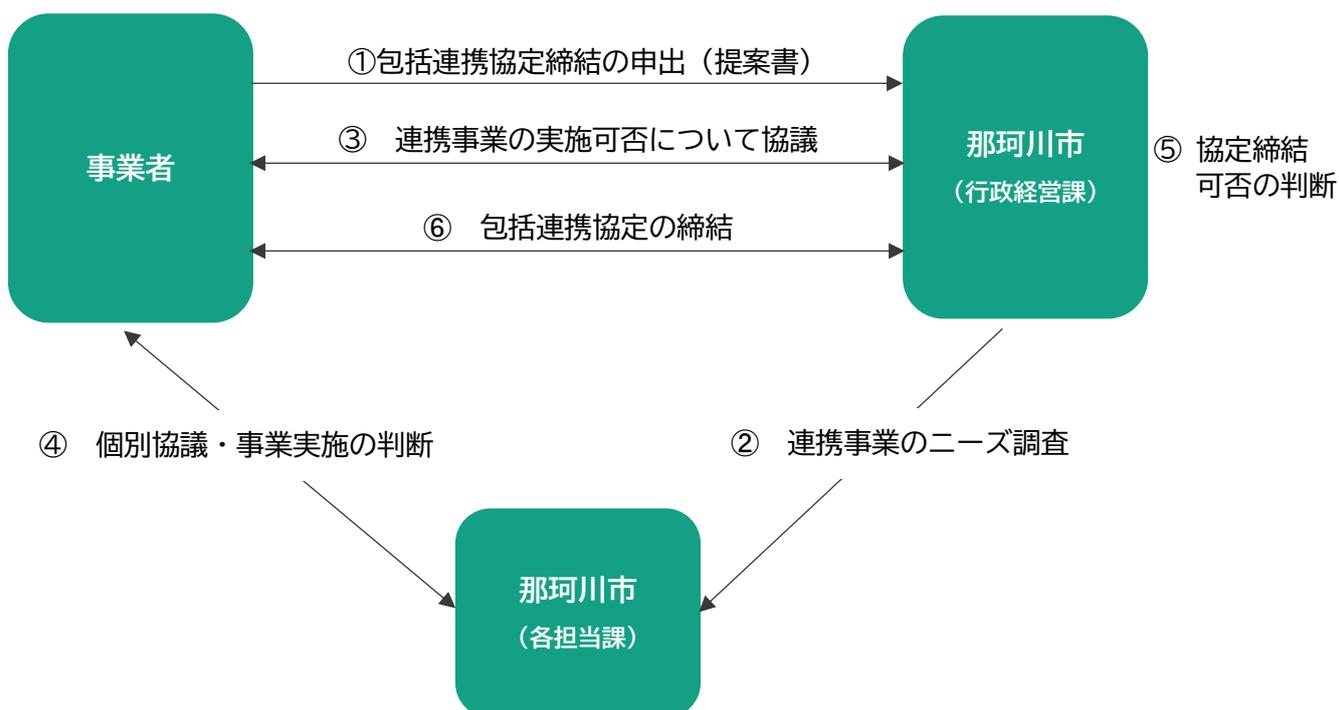
包括連携協定の締結にあたっては、以下のすべてを満たすことを要件とします。

- (1) 市の抱える多様な課題の解決や地域活性化、市民サービスの向上を市と共通目標として捉え、その目標に向けて自らの資源を活用し、市と連携していく意欲があること。
- (2) 以下のうち、3つ以上の分野に係る連携事業を継続的に実施（予定を含む）していること。
  - ① 健康増進に関すること
  - ② 高齢者福祉・障がい者福祉に関すること
  - ③ こども・子育て支援に関すること
  - ④ 学校教育・生涯学習に関すること
  - ⑤ 文化・スポーツに関すること
  - ⑥ 危機管理に関すること
  - ⑦ 生活安全・生活衛生に関すること
  - ⑧ 地域経済の活性化に関すること
  - ⑨ 環境に関すること
  - ⑩ 地域の活性化・地域づくりに関すること
  - ⑪ その他、市民サービスの向上に関すること
- (3) 本ガイドラインに基づき、市と継続的に対話し、積極的に連携事業を実施できる事業者であること。
- (4) 以下に該当する事業者でないこと。
  - ① 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者
  - ② 会社更生法及び民事再生法等による手続き中である事業者
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している事業者
  - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている事業者
  - ⑤ 市税の滞納がある事業者
  - ⑥ その他包括連携協定の対象としてふさわしくない事業者

#### 4. 包括連携協定締結までの流れ

事業者から包括連携協定締結の提案があった際は、下記フローに沿って行政経営課企画担当が窓口となり、協定締結の可否を判断します。

なお、「包括連携協定締結の要件」をすべて満たしていても、提案内容が市の方向性と合致しない場合や事業の継続性が見込めない場合、連携事業の実現が困難であると判断した場合は、包括連携協定締結を見送る場合があります。



- ① 事業者が、包括連携協定締結要件を確認した上で、市（行政経営課）に「連携事業に関する提案書」を提出します。
- ② 事業者の提案を受け、行政経営課が各担当課に対して、①の提案事業におけるニーズ及びその他連携を希望する事業の調査を行います。
- ③ ②の調査結果を踏まえ、連携事業の実施可否について協議を行います。
- ④ ③の協議の結果、実施可能性のある連携事業について、必要に応じて事業者と市（担当課）で個別に事業の詳細協議を行い、事業の実施可否を判断します。
- ⑤ 市（行政経営課）において、③④の協議結果を踏まえ、包括連携協定の締結の可否について判断します。
- ⑥ 包括連携協定の締結が可能と判断された場合には、協議書の内容を協議した上で、協定を締結します。

## 5. 包括連携協定の有効期間

包括連携協定の有効期間は、締結の日から翌年度 3 月 31 日までとし、期間満了日の 1 カ月前までに那珂川市及び事業者それぞれから申し出がない場合には、当該期間満了日の翌日から起算して 1 年間更新するものとし、以後も同様とします。

## 6. 包括連携協定の解除

以下のいずれかの条件に合致した場合、包括連携協定を解除することが出来るものとします。

- ① 3 年以上連携実績がない、かつ、将来的にも連携の可能性が低いと判断した場合
- ② 包括連携協定締結の要件を満たさなくなった場合
- ③ 特定の事業者への直接的な営業又は広告宣伝を目的とする連携事業を実施した場合
- ④ 政治的又は宗教的目的を有する連携事業を実施した場合
- ⑤ 法令等により禁止されているもの又は法令などに基づく許可を受けていない連携事業を実施した場合
- ⑥ その他、包括連携協定の対象としてふさわしくない事業者

## 7. その他

本ガイドラインは令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

なお、施行日前に締結された協定については、当該協定の効力に影響を及ぼすものではなく、従前の例によるものとします。

年 月 日

(あて先) 那珂川市長

## 那珂川市との包括連携協定締結に関する提案書

### ■ 申請者情報

法人名	
代表者名	
所在地	
担当者情報	[部署名]
	[氏 名]
連絡先	[電 話]
	[メー ル]

### ■ 提案事業

協定項目	想定される具体的取組	連携課 (市記入欄)

※必要に応じて行を追加して構いません。